

育友会 同好会規約

第一条 本会は、_____同好会と称し、活動の拠点は西灘小学校に置くこととする。

(組織)

第二条 本会は、同好の志を持つものによって組織し、_____の活動を通じ、生涯学習活動およびコミュニティ作りに積極的に関わるものとする。

同好会の会員は西灘小学校育友会の会員限定とする。本会会員数は、代表を合わせ、5名以上から申請可能とする。

また、神戸市立西灘小学校育友会理事会にて、承認されたもののみが同好会として活動を行うことができる。承認期間は1年とするが、承認期間が終了する2カ月前までに育友会理事会から不承認を得なければ、自動更新することとする。

また、年度途中で承認を得た場合は、翌年度の3月末までを承認期間とする。

(例 令和2年9月に理事会承認の場合、令和4年3月末まで有効)

(目的及び事業)

第三条 本会は、_____の活動を存立の第1目的とする。また、その活動を通して、

技術の向上、会員相互の親睦等を目的として、次の事業を行う。

- 1 技術の向上を図るための月1回程度の練習
- 2 他校との交流目的に大会等に積極的に参加
- 3 要請があれば神戸市立西灘小学校育友会本部(以下 本部)主催の会議等への参加
- 4 親睦を深めるための行事
- 5 その他必要と認めた事項

(役員)

第四条 本会は次の役員を置き、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 1 代表 1名
- 2 副代表 1名
- 3 会計 1名

(役員の仕事)

第五条 代表・会計は、必ず選出するが、副代表は必要に応じて選出する。各役員の仕事は以下の通りとする。

- 1 代表 会を代表し、総括する。
- 2 副代表 代表を補佐し、運営にあたる。

3 会計 会の出納その他の事務に従事する。

4 これらの役員が、なんらかの事情により継続不可能な場合は速やかに代理を立てる。

(会議)

第六条 本会の会議は、総会、役員会とし、代表が招集し、次の事項について決議する。

総会： 年1回代表が招集し、新役員の選任、決算報告、その他会の運営に関する事項を決議する。

役員会： 都度必要に応じて、代表が招集し決議する。

(会計)

第七条 本会の会計は活動資金として、本部より年 円を支給される。ただし、不足あるときは、自費もしくは、内部規定により活動資金を得る。

また大会等への出場時のみ、補助が必要な場合は、その都度本部と相談する。

(本会の発足が年度途中の場合月割りで計算する。)

(施設利用)

第八条 本会では、以下の通り施設の利用ができる。

- 1 神戸市立西灘小学校の施設使用は可能であるが、事前に学校へ相談、申し込みをする。
- 2 学校解放施設内である、クラブハウスのコピー機等、備品の使用は可能であるが、事前に本部に対し申し込みをする。
- 3 本会は、西灘小学校育友会が所持する『ホームページ』『マメール』にて育友会会員に対し、本部を通じ、情報の発信をすることができる。
- 4 本会は、前項の全ての報告を本部に対して行わなければならない。

(その他)

第九条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。